資料５

産業構造審議会
活動報告書

平成１９年８月１日

目　次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は現在１０の分科会と１０の部会、４６の小委員会および３４のワーキンググループ（ＷＧ）、１の検討会等によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について調査審議を行っている。

特に直近の一年間では、２の小委員会、４のＷＧ、１の検討会等が新設された。

これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等は次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も日々変化する我が国経済の新たな課題について活発な審議を行っている。

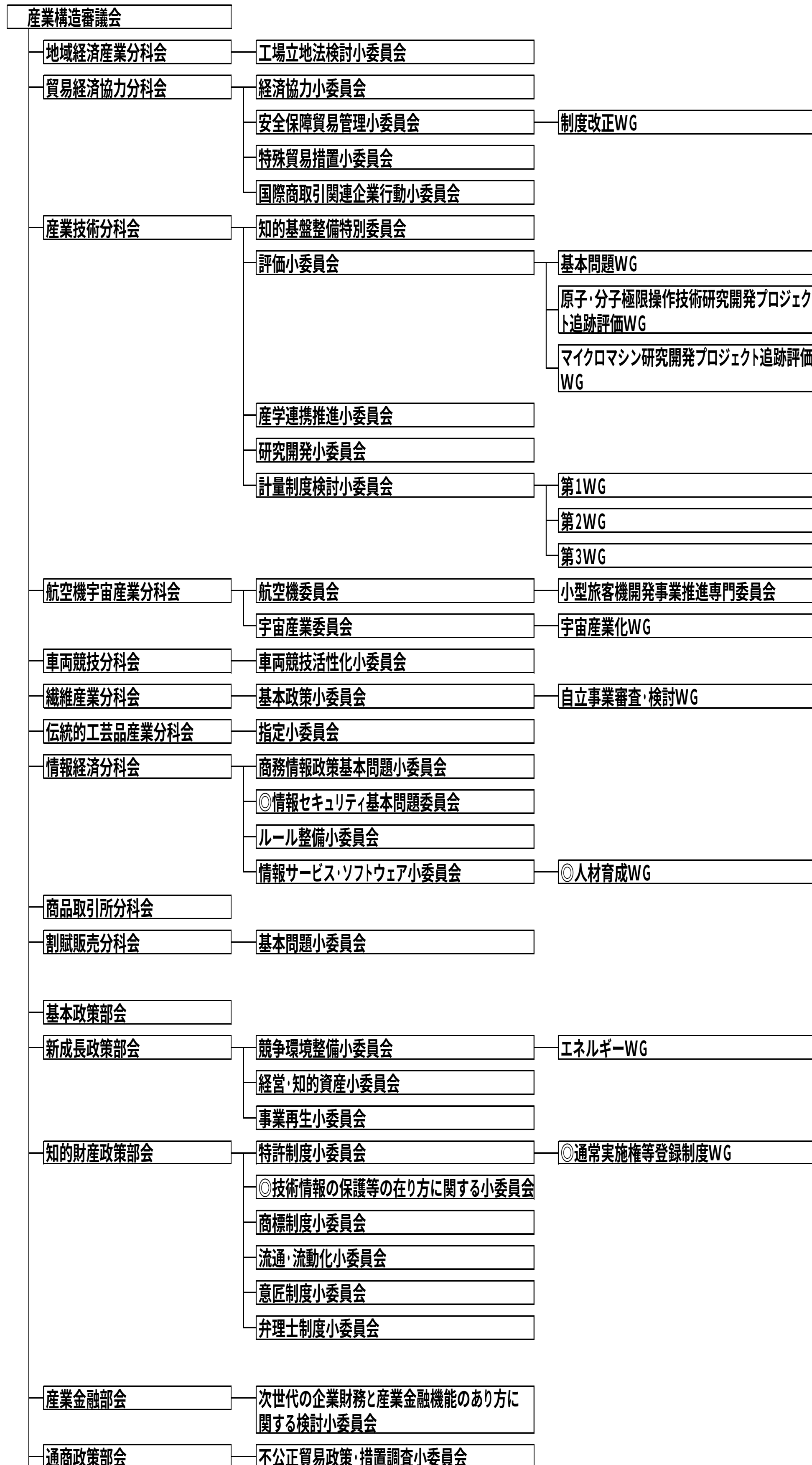
開催状況

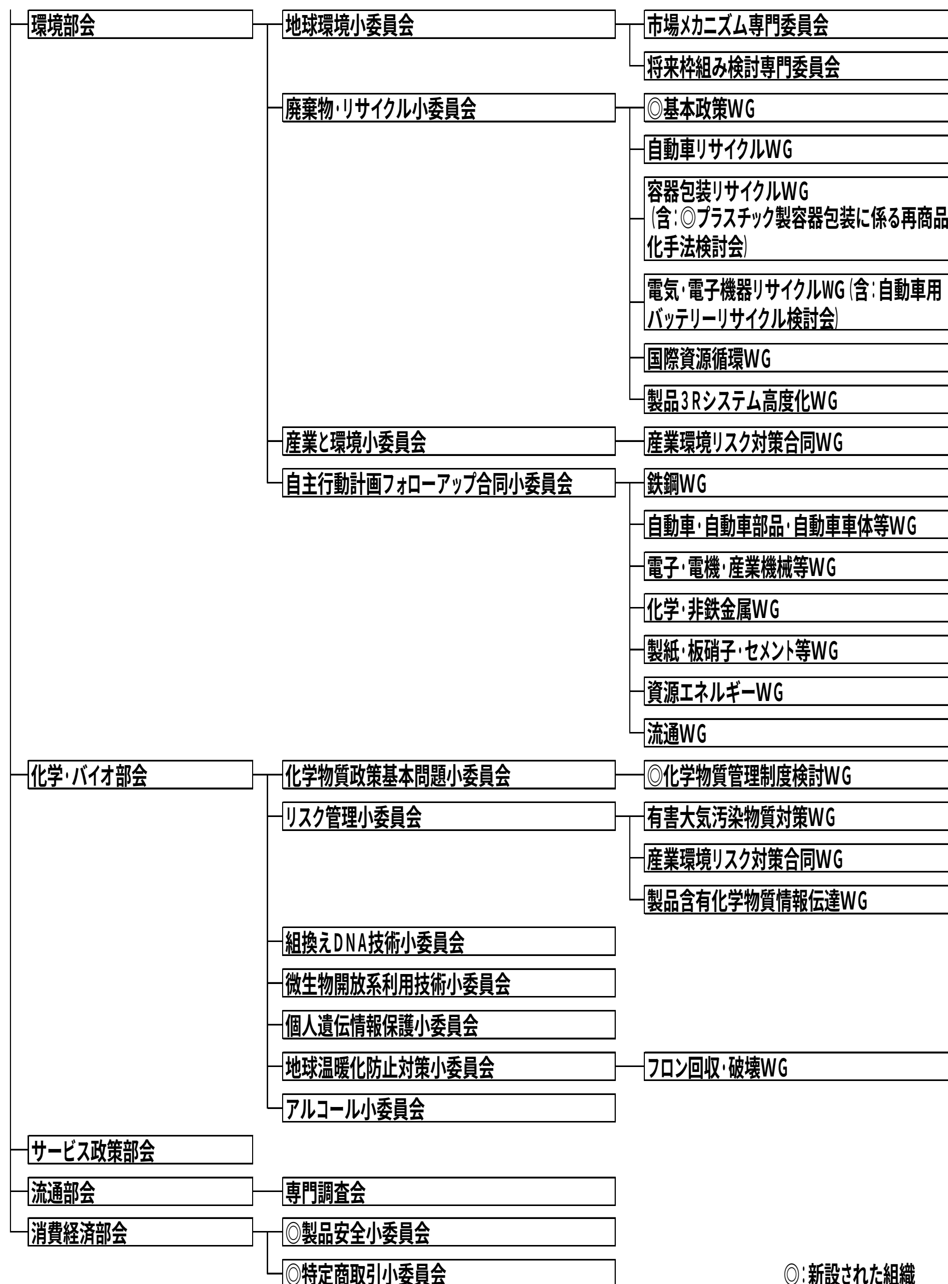
直近の一年間で、総会１回、分科会／部会３１回、小委員会等９８回、ワーキンググループ等６５回、総計１９５回開催されており、開催状況・議事要旨は随時、経済産業省のホームページにおいて広く公開されている。

答申・報告書等

直近の一年間に２６件の答申・報告書等のとりまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

図　産業構造審議会の組織（平成19年8月1日現在）





◎：新設された組織
※情報セキュリティ基本問題委員会、
技術情報の保護等の在り方に関する小委員会は名称変更

Ⅰ 組織の変更

情報経済分科会

「情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループ」（平成１８年１０月設立）

座長：有賀貞一（((株）CSKホールディングス　取締役）

設立趣旨

高度ＩＴ人材の育成を巡っては、近年その関心が高まっているところであり、①情報処理に従事する者の技術の向上を目的とした情報処理技術者試験制度、②情報サービスの提供に必要な実務能力を体系化したＩＴスキル標準、③産学連携のあり方等それぞれについて、新たな取組みを求められるようになっている。

情報処理技術者制度については、試験区分の見直しや試験回数の増加等の制度改革のほか、ＩＴスキル標準との整合化を求める声が高まりつつあり、制度見直しの気運が高まっている。ＩＴスキル標準については、企業ごとに活用策や準拠の程度が異なるなど不整合が顕在化しているほか、他の２つのスキル標準（組込みスキル標準（２００５年策定)、ユーザースキル標準（２００６年策定）との整合性確保の要請が生じている。更に、産学連携の必要が強く意識される中で、高度ＩＴ人材育成を担うべき拠点教育機関が選定されるとともに、一部の大学において実践的なＩＴ教育が行われ始めている。

こうした中で、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会において９月１４日にとりまとめられた報告書（「情報サービス・ソフトウェア産業維新」）において、高度ＩＴ人材の育成に関し、以下の提言がなされた。

近年、情報サービス・ソフトウェア産業への就業希望者は減少しており、新たに就業する新卒人材の能力も低下。これに対し、以下の取組が必要。

①ＩＴスキル標準、情報処理技術者試験等を活用し、企業内人材育成の好循環を形成するとともに、客観性・透明性の高い人材評価システムの構築（産業界）

②産業界と連携しつつ、標準カリキュラムの策定や多様な教育コースの提供を行うことにより、産業界が求める人材類型に応じた人材を養成（教育界）

③情報処理技術者試験制度について、産業界のニーズ変化に応じた改革及びＩＴスキル標準との整合化に向けた改革の実施（政府）

これらの提言を踏まえ、目指すべき高度ＩＴ人材育成メカニズムの具体的な制度設計について検討を行うため、産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会の下に人材育成ワーキンググループを設置した。

検討事項

（１）情報処理技術者試験の意義・役割（官民の役割分担）

（２）産業界のニーズの変化を踏まえた情報処理技術者試験制度改革のあり方

（３）ＩＴスキル標準と情報処理技術者試験の整合化確保の方策
（４）ＩＴスキル標準、組込みスキル標準、ユーザースキル標準の整合化確保の方策及び各スキル標準の普及方策
（５）産学官連携施策のあり方

審議スケジュール（案）

第１回　平成１８年１０月２７日
「高度ＩＴ人材育成に向けた検討課題について」

第２回　平成１８年１１月１７日
①高度ＩＴ人材育成のためのプラットフォームの構築について
②情報処理技術者試験制度の改革の方向性について
③情報処理技術者試験における官民の役割分担について

第３回　平成１８年１２月８日
①「高度ＩＴ人材育成のための施策のあり方に関するパブリックコメント」の結果について
②高度ＩＴ人材像について
③情報処理技術者試験制度改革の基本的論点について（継続）
④産学連携のあり方について

第４回　平成１９年１月３０日
①高度ＩＴ人材像及び共通キャリア・スキルフレームワークについて
②情報処理技術者試験制度改革の基本的方向性について

第５回　平成１９年２月２７日
①ＩＴ化の進展と我が国産業の競争力について
②グローバリゼーション時代のＩＴ人材戦略について
③共通キャリア・スキルフレームワーク及び情報処理技術者試験制度改革について（継続）

第６回　平成１９年３月１９日
「高度ＩＴ人材の育成をめざして（報告書のポイント案）」

第７回　平成１９年４月１３日
「高度ＩＴ人材の育成をめざして（報告書案）」

第８回　平成１９年７月２０日
「高度ＩＴ人材の育成をめざして（最終報告書案）」

「情報セキュリティ基本問題委員会」（平成１８年度１１月名称変更）

委員長：寺島　実郎（(財)日本総合研究所会長・(株)三井物産戦略研究所所長）

名称変更趣旨

平成１５年１０月に、「情報セキュリティ部会」においてとりまとめられた「情報セキュリティ総合戦略」について再評価を加えるだけではなく、平成１７年５月にＩＴ戦略本部の下に設置された情報セキュリティ政策会議における検討等とも連携を図りつつ、より基本的あるいは優先順位の高い課題等について重点的に議論を深めて行く必要があるため、「情報セキュリティ部会」から「情報セキュリティ基本問題委員会」に名称変更した。

【名称変更】

２００３年～２００６年　情報セキュリティ部会
２００６年～　情報セキュリティ基本問題委員会

検討事項

（１） 情報セキュリティ政策の現状について
（２） 今後の情報セキュリティ政策に係る課題について

審議スケジュール

第１回　平成１８年１１月２日
これまでの情報セキュリティ政策の流れと今後の課題等について

第２回　平成１９年１月１７日
「情報セキュリティ政策に係る基本的・優先的な課題等」に関する意見公募結果中間整理（案）について

第３回　平成１９年２月１６日
「産業構造審議会情報セキュリティ基本問題委員会報告書骨子（案）」について

第４回　平成１９年３月１５日
「産業構造審議会情報セキュリティ基本問題委員会報告書（案）」について

知的財産政策部会

「通常実施権等登録制度ＷＧ」（平成１９年７月設立）

座長：竹田　稔（竹田綜合法律事務所弁護士・弁理士）

設立趣旨

近年、我が国の産業競争力強化のため、「知的創造サイクル」（知的財産の創造・保護・活用の好循環）の加速化が求められており、創造された知的財産を単に権利化して保護を図るだけでなく、企業経営等において有効に活用していくことが必要である。「ライセンス」（通常実施権の設定）は、「知的創造サイクル」における知的財産活用の重要な方法の一つであるが、特許技術の市場拡大、事業化リスクの分散、研究開発投資の選択と集中といった観点からも、近年その重要性が高まっている。

現在、特許法等において、特許権に係る通常実施権等の登録制度を設けており、権利関係を公示することによって特許権等の取引の安全を確保するとともに、特許権の移転等があった場合にも通常実施権を新権利者に主張できる第三者対抗力の具備や無効審判請求があった場合の通常実施権者への通知など、登録による一定の法的効力を認め、通常実施権者の保護を図っている。

しかしながら、このような知的財産活用のインフラとして重要な役割を有する特許権等に係る通常実施権等の登録制度は、昭和３４年現行法の施行以来、大きな改正は行われていないため、登録事項、登録開示事項、登録申請の方法などにおいて、現状の企業活動に十分に適合していない面もあり、現行の通常実施権登録制度は十分活用されていないのではないかとの指摘がある。

そこで、特許制度小委員会の下に通常実施権等登録制度ワーキンググループを設置し、現行の通常実施権等の登録制度がより活用されるための方策について審議を行う。

検討事項

（１）登録事項の限定化、一部非開示化
（２）出願中の権利に係るライセンスの保護
（３）登録方法の見直し　等

審議スケジュール

第１回 平成１９年７月２６日
　通常実施権等登録制度の現状等について

「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」（平成１９年度６月名称変更）

小委員会長：土肥　一史（一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授）

名称変更趣旨

技術情報の流出防止の観点から、企業等における技術情報の管理の現状や現在の技術情報の法的保護の有効性の検証等を行って官民それぞれの課題を総点検し、技術情報の保護等の在り方について検討を行うため、「不正競争防止小委員会」から「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」に名称変更した。

【名称変更】

２００２年～２００６年　不正競争防止小委員会

２００７年～　技術情報の保護等の在り方に関する小委員会

検討事項

グローバル化や情報化、人材の流動化等が進展する中で、我が国企業の競争力の源泉となる技術情報、中でも秘密情報の適切な管理がより一層重要となっている。技術情報の適切な管理を促し、その保護を図ることは、継続的にイノベーションを生み出し、我が国における生産性向上に向けた取組が、継続的かつ発展的になされる基盤を確保する鍵となるものである。

このため、企業等における技術情報の管理の現状や現在の技術情報の法的保護の有効性の検証等を行い、技術情報の保護等の在り方について検討を行う。

審議スケジュール

第１回 平成１９年６月２０日

①我が国における技術流出及び管理の実態について

②企業ヒアリング

環境部会

「廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会」（平成１９年１月設立）

座長：郡嶌　孝（同志社経済学部教授）

設立趣旨

プラスチック製容器包装の再商品化を取り巻く状況は、ここ最近、大きく変化しており、特に、再商品化事業者に関しては、材料リサイクルへの新規事業者参入の急増、既存事業者の能力増強等が顕著となっている。また、再商品化手法については、材料リサイクルが年々その構成比を増す一方で、再商品化製品の品質等付加価値、残渣量の増加に伴う再商品化比率の低下が指摘されている。

こうした中、平成１８年２月に取りまとめられた「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書」では、各再商品化手法の位置付けについて、材料リサイクルの優先的な取扱いの在り方も含め今後検討を進めるべきである旨の方向性が示されたところである。

このため、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループの下に「プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会」を設置し、再商品化製品の品質、環境負荷等の観点からプラスチック製容器包装に係る再商品化の在り方を検討する。

※中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会との合同開催。

検討事項

（１）プラスチック製容器包装に係る再商品化手法の基本的考え方

（２）再商品化手法毎の再商品化製品の品質、資源の有効利用に対する効果及び環境負荷に関する評価

（３）プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集区分等の在り方

審議スケジュール

第１回 平成１９年２月９日

プラスチック製容器包装の再商品化に係るこれまでの議論の整理等について

第２回 平成１９年２月２６日

再商品化事業者からの説明①

第３回 平成１９年３月１６日

再商品化事業者からの説明②

第４回 平成１９年４月１３日

　再商品化製品利用事業者等関係者からの説明
第５回 平成１９年４月２６日
　プラスチック製容器包装に係る再商品化の在り方に関する論点整理①
第６回 平成１９年５月２１日
　プラスチック製容器包装に係る再商品化の在り方に関する論点整理②
第７回 平成１９年５月３１日
　プラスチック製容器包装に係る再商品化の在り方に関する取りまとめ（案）について

「廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ＷＧ」（平成１９年１月設立）

座長：永田　勝也（早稲田大学理工学部教授）

設立趣旨

「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）は、幅広い事業者に、製品又は事業所で生じる副産物に関わる３Ｒ（リデュース、リユース及びリサイクル）の取組を求めることにより、循環型社会の構築を目指すものとして平成１２年に制定され、同法の施行後、最終処分量の減少やリサイクル率の向上等が進展しつつある。

しかしながら、金属資源や石油系資源の投入量は依然として横ばいで推移しており、資源の有効利用の確保を図り、我が国産業の成長力を維持・強化するためには、従来の対策に加えライフサイクル全体を視野に入れた新たな対策の検討が必要となってきている。また、急速な経済成長に伴う世界的な資源需要の増大の中で、レアメタル等の有用金属資源の安定供給への懸念が高まっていることを踏まえ、資源の「質」に着目した３Ｒ政策の推進も求められている。

一方、資源有効利用促進法の附則において、平成２０年３月までに、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、同法の評価・検討を行う必要がある。

このため、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会の下に「基本政策ワーキンググループ」を設置し、同法の施行状況に関する検証結果を始め昨今の状況の変化を踏まえ、今後の持続可能社会の構築に向けた新たな３Ｒ政策のビジョンについて検討し、提言を行う。

検討事項

（１）資源の有効利用を巡る現状（資源有効利用促進法において指定されている業種・製品について、資源の有効利用等に関する検証）
（２）今後の持続可能社会の構築に向けた基本的考え方
（３）新たな３Ｒ政策の施策展開の方向性（資源有効利用促進法の見直しの方向性）

審議スケジュール

第１回 平成１９年１月２９日
　基本政策ワーキンググループの検討事項等について　等
第２回 平成１９年３月１日
　資源有効利用促進法の関係事業者等からのヒアリング①
第３回 平成１９年４月５日
　資源有効利用促進法の関係事業者等からのヒアリング②

第４回 平成１９年４月２０日

　資源有効利用促進法の関係事業者等からのヒアリング③

第５回 平成１９年５月８日

　３Ｒの取組を巡る課題の整理について　等

第６回 平成１９年６月７日

　再生資源のリサイクル目的の海外輸出に係る検討　等

第７回 平成１９年６月２９日

　使用済物品等の自主的な回収・リサイクルの取組の促進について　等

第８回 平成１９年７月２５日

　３Ｒと関係法令について　等

化学・バイオ部会

「化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ＷＧ」（平成１９年２月設立）

座長：中西準子（独立行政法人産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター長）

設立趣旨

化学物質管理の考え方は、化学物質の持つ有害性の大きさに基づき必要な規制を講じる方法（ハザードベースの規制）に加え、人体や生態環境への暴露も踏まえた上で管理を行う方法（リスクベースでの管理）へと一層進展しており、これに伴い、化学物質管理は製造段階だけではなく使用段階も含めたサプライチェーン全体の課題となる等、化学物質を巡る周辺環境は大きく変化している。

これらの環境変化を踏まえ、当省では、昨年５月、産業構造審議会化学・バイオ部会の下に化学物質政策基本問題小委員会を設置し、今後の化学物質政策の在るべき姿について検討し、昨年１２月に中間とりまとめを行ったところ。

今後は、本中間とりまとめ結果を受け、化学物質排出把握管理促進法や化学物質審査規制法といった関連法令の具体的な制度見直しを進めるため、上記小委員会の下に「化学物質管理制度検討ワーキンググループ」を設置し、個別制度に係る評価・検討を行うこととする。

なお、本ワーキンググループは、中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会との合同で開催する。

検討事項

（１）ＰＲＴＲ制度に関する課題
（２）ＭＳＤＳ制度に関する課題
（３）自主的な化学物質管理促進に関する課題　等

審議スケジュール

第１回　平成１９年２月　９日
　化学物質排出把握管理促進法の見直しについて　他
第２回　平成１９年３月１３日
　平成１７年度ＰＲＴＲデータの概要について　他
第３回　平成１９年４月１８日
　ＰＲＴＲ制度の課題と今後の方向性について　他
第４回　平成１９年５月１１日
　化学物質の自主管理について　他
第５回　平成１９年６月１５日
　ＭＳＤＳ制度の課題と今後の方向性について　他
第６回　平成１９年６月２９日
　中間とりまとめ（案）について　他

消費経済部会

「製品安全小委員会」（平成１８年９月設立）

小委員長：宮村鐵夫（中央大学理工学部教授）

設立趣旨

パロマ製ガス瞬間湯沸器事故、シュレッダーによる幼児の指切断事故、リチウムイオン電池の発火等、消費者が使用する製品に係る事故が多発している。

このような中で、事故情報が悉皆的に行政庁に報告されているわけではないことなどが明らかになるなど、製品安全体系の見直しが必要になってきている。

係る認識の下、緊急に措置すべき事故情報報告の義務化を含め、製品安全向上のために必要な中期的課題等についても検討するため、産業構造審議会消費経済部会に製品安全小委員会を設け、審議を行う。

検討事項

（１）事故範囲の明確化について
（２）事故情報の公表基準の検討について
（２）長期使用製品における安全性確保の方策について

審議スケジュール

第１回 平成１８年９月２６日
報告すべき事故の範囲と公表のあり方について①
第２回 平成１８年１０月５日
報告すべき事故の範囲と公表のあり方について②
第３回 平成１８年１０月１７日
報告すべき事故の範囲と公表のあり方について③
第４回 平成１８年１２月１４日
報告すべき事故の範囲と公表のあり方について④
第５回 平成１９年５月２９日
長期使用製品における安全性確保の方策について①
第６回 平成１９年６月５日
長期使用製品における安全性確保の方策について②
第７回 平成１９年６月１２日
長期使用製品における安全性確保の方策について③
第８回 平成１９年６月１９日
長期使用製品における安全性確保の方策について④
第９回 平成１９年６月２８日
長期使用製品における安全性確保の方策について⑤

「特定商取引小委員会」（平成１９年２月設立）
小委員長：松本恒雄（一橋大学法学部教授）

設立趣旨

経済産業省では、近年、悪質商法に対する取組を強化しており、特定商取引法の累次の改正及び法執行の強化によって、被害の防止に一定の成果が出ている。

しかし、次々と形を変える悪質商法の被害は依然多数発生しており、特に、最近の傾向としては、高齢者など判断力の弱い消費者をターゲットにした悪質事業者による高額の被害が増加しており、被害の防止及び救済のための方策を新たに導入する必要が高まっている。また、平成１８年７月に決定された「消費者基本計画の検証・評価・監視について」においても、特定商取引法に係る見直し事項として、①指定商品・指定役務制の廃止の検討、②インターネットを利用した通信販売における消費者保護、③特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入についての検討などがあげられている。

そのため、消費経済部会においては、特定商取引法の見直しについて集中的な審議を行うための特定商取引小委員会を設置し、実効性のある消費者保護対策について審議が行われている。

検討事項

消費者保護、取引適正化のための特定商取引法の見直し

審議スケジュール

第１回　平成１９年３月１２日
　特定商取引に関する現状及び今後の主要な課題
第２回　平成１９年４月３日
　訪問販売等を中心とした高齢者被害対策について
第３回　平成１９年４月２６日
　訪問販売等を中心とした高齢者被害対策について　他
第４回　平成１９年５月１５日
　インターネット取引を中心とした通信販売の課題について
第５回　平成１９年６月５日
　消費者団体訴訟制度の特定商取引法への導入について　他
第６回　平成１９年６月１９日
　特定商取引小委員会における議論の中間とりまとめ　他
　（※ ７月末までパブリックコメント実施）

Ⅱ答申・報告書等

地域経済産業分科会

「地域活性化総合プランの実行に向けて（報告書）」

地域経済産業分科会（平成１９年１月）

報告書の概要

産業構造審議会地域経済産業分科会では、地域の最前線で活躍している委員のプレゼンテーション等を基に、今後の地域経済活性化策の進め方、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の評価等について審議を行い、「地域活性化総合プランの実行に向けて」と題する報告書をとりまとめた。

（１）地域経済の現状と将来の見通し

平成１４年１月以降、景気が回復するにつれて国内への工場立地や設備投資が増加傾向に転じているが、地域別のばらつきが見られる。中長期的にみても、人口減少・少子高齢化や経済活動のグローバル化の進展を背景に、都市と地方の格差拡大等地域経済をめぐる状況は一層厳しくなることが懸念される。

（２）地域経済活性化に当たって踏まえるべき視点

①地域の実情は一律ではないこと

②地域を支える多様な人材が求められること

③生活者の視点からの環境整備が重要であること

等の視点が重要。

（３）地域経済活性化に向けた具体的な取組について

以下の様な地域活性化策を講じるにあたっての議題を指摘。

①企業立地の促進

②地域に存在する資源を活用した地域産業の育成・強化

③地域を担う人材や組織の育成

④魅力あるまちづくりへの取組

⑤産業クラスター計画を通じた新事業創出

⑥その他、地域経済活性化のための環境整備

（４）集積活性化法の評価及び地域活性化施策の評価軸

これまで集積活性化法が果たした役割は評価できるものの、現在の地域経済の実態を踏まえ、より効果的な支援策を講じていくことが必要。

今後地域経済の活性化を進めていくに当たっては、各地域の取組の成果を可視化し、評価・公表することが効果的であり、快適な就業環境の整備がどの程度達成されているかについて、都道府県毎に評価し、就業達成度として公表する予定。

貿易経済協力分科会
「中間とりまとめ（中間とりまとめ）」
制度改正ＷＧ（平成１９年６月）

中間とりまとめの概要

制度改正ＷＧにおいては、外為法違反行為に係る対応のあり方など、昨年４月以降安全保障貿易管理制度に係る諸問題の検討を行ってきたところ、今般、その検討結果を、中間とりまとめとして下記通りとりまとめた。

（１）外為法違反行為に係る対応について

外為法では、国際的な平和及び安全の維持をはじめ、その法目的を確保するため、違反事案に対する刑事罰のほか、輸出等の禁止を内容とする行政制裁が設けられており、これらが違反事案に対する抑止力として機能することが期待されている。

（２）通常兵器キャッチオール規制に係る対応について

通常兵器の過度の移転や蓄積を防止する観点から、国際輸出管理レジームの１つであるワッセナー・アレンジメントでは、２００３年総会において、通常兵器キャッチオール制度（※）の導入が合意されたところである。平和国家たる我が国としては、国際的な平和及び安全の維持の観点から、国際的動向や諸外国の制度を見定めつつ、国内輸出者に過度な負担を招かない適格な制度を導入することが必要である。

※国際的な枠組みで合意されたリスト以外の品目についても、軍事用途に用いられるおそれがある貨物等を、武器禁輸国に対して輸出する場合には、規制対象とする制度

（３）大量破壊兵器等関連技術の移転に係る対応について

我が国においては、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある一定の種類の技術の移転を行う場合には、外為法に基づく許可制度の対象とされている。近年の国際化の進展、人的交流の活発化等の情勢の変化を受けて、技術移転の当事者の時間的経過や空間的移動によって、外為法の規制対象外となる問題事案も散見されるところ、適切な技術移転規制の構築を急ぐ必要がある。

（４）国連安保理決議１５４０号に係る対応について

国連安保理決議１５４０号では、大量破壊兵器関連貨物等の積替、取引仲介、通過に対する適切な規制の導入が求められており、これを受けて、我が国では、すでに積替規制、取引仲介規制を施行しているところである。残る論点である売買以外の仲介取引、通過、寄港に関する規制については、外為法で対応すべきかどうかを含め、政府全体で検討を行い、我が国国内産業の国際的な活動を不当に阻害することのないよう留意しつつ、適切な規制の導入が図られるべき

である。

産業技術分科会

「イノベーション創出の鍵とエコイノベーションの推進（報告書）」

産業技術分科会（平成１９年７月）

報告書の概要

産業構造審議会産業技術分科会では、平成１８年７月に政府が取りまとめた「経済成長戦略大綱」に掲げられた「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」に基づき、技術が牽引する社会・経済活動の革新の観点から、その具体的な実現方法について検討を行い、下記の報告を取りまとめた。報告書は２部構成であり、第１部ではイノベーション・スーパーハイウェイ構想の実践のために産学官が取り組むべき方策及びそれを後押しする施策について記載し、第２部では新しいイノベーションの方向として「エコイノベーション」（環境重視・人間重視の技術革新・社会革新）を取り上げている。

（１）イノベーション創出の鍵

人口減少、国際競争の激化、環境・エネルギー制約など、現在我が国が直面する諸課題を克服し、持続的な経済発展を実現するためにイノベーションの継続的な創出が不可欠。

このような認識に基づき、イノベーション・スーパーハイウェイ構想の実践方策について、企業、大学等の先進的な取組事例を分析し、７つの「ツボ」と１００の「コツ」にまとめ、具体的な手法として提示すると共に、報告書別添として１００の「コツ」の背景にある取組について事例集として紹介。また、イノベーション創出を後押しするために国が行う施策をまとめ、これによりハイウェイを整備し、流れを速やかにすることを目指す。

（２）新しいイノベーションの方向

ハイウェイ上を重点的に走行させる新しいイノベーションの方向として「エコイノベーション」を提唱。以下の観点から技術革新・社会革新を推進。

①資源循環の最大化、エネルギーの多段階利用、希少金属でなくありふれた資源を用いたものづくり等によるサステナブル生産システムへの転換

②超高効率なエネルギー供給システム、輸送システム、ＩＴシステムの実現によるゼロエミッション型社会インフラの整備

③環境価値・感性価値を合理的に認めて消費行動を起こすための意識の変革によるサステナブルな生活の実現

これらエコイノベーションの成果を、世界・アジアに発信し、世界全体の環境保全と経済成長に貢献。

「知的基盤整備特別委員会とりまとめ知的基盤整備目標（平成１８年度見直し）（報告書）」

知的基盤整備特別委員会（平成１８年９月）

報告書の概要

知的基盤整備特別委員会では、２００１年３月閣議決定された第２期「科学技術基本計画」を受けて、２００１年６月にこの委員会で１０年間の計画として２０１０年（平成２２年）までの６つの分野（計量標準、地質情報、化学物質安全管理、人間生活・福祉、生物遺伝資源情報、材料）の目標を設定した。

２００６年３月閣議決定された第３期「科学技術基本計画」を受けて、これまでの知的基盤整備の成果及び社会情勢の変化・技術進歩・産業界のニーズなどを踏まえて、整備目標のフォローアップを行ったもの。

主な改正点及び今後の方向性

（１）計量標準

物理標準、標準物質の目標値は変更なし。

産業競争力の強化及び安全・安心な国民生活の実現などに不可欠な計量標準の整備。

（２）地質情報

火山地質情報の整備の対象となる火山を５火山追加し、調査対象を２１火山とした。

国土の開発・産業立地・土地利用・災害軽減・環境保全などのための精度の高い地質情報の整備。地質情報のデジタル化の推進。

（３）化学物質安全管理

化学物質安全管理の知的基盤実施機関であるＮＩＴＥの次期中期目標とリンクして、ハザードデータベースに収集すべき物質数を約４，０００から約４，８００に変更。

（４）人間生活・福祉

福祉用具の機能情報、適用情報を基に安全性評価手法の確立。

（５）生物遺伝資源情報

生物遺伝資源を微生物と DNA クローンを分け、「微生物約７万株及び DNA クローン等」に変更。

（６）材料

ニューガラスとファインセラミックスの材料データベースの目標値は、変更なし。

「産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会における評価報告書（報告書）」

評価小委員会（平成１８年１０月、平成１９年３月、平成１９年５月）

報告書の概要

産業技術分科会評価小委員会においては、平成１３年４月の第１回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業等の評価に係る審議を行ってきており、審議・了承された評価結果は評価報告書として取りまとめている。

直近（平成１８年８月１日～平成１９年７月３１日）の評価小委員会（第１９回：平成１８年１０月２０日、第２０回：平成１９年３月３０日、第２１回：平成１９年５月２３日）では２９件について審議、了承され、評価報告書としてとりまとめられた。

とりまとめた評価結果は、より効率的・効果的な研究開発の実施や資源配分の重点的・効率的配分等に反映することとしている。

なお、評価小委員会におけるこれまでの評価総数は１９３件となった。

（１）評価小委員会（第１９回）審議案件

（プロジェクト評価）

・ＡＳＴＥＲプロジェクト　他１件

（制度評価）

・ＩＭＳ国際共同開発研究プロジェクト　他３件

（２）評価小委員会（第２０回）審議案件

（プロジェクト評価）

・地域処分技術調査等委託費　他１８件

（３）評価小委員会（第２１回）審議案件

（プロジェクト評価）

・石油精製環境低負荷高度統合技術開発　他１件

（制度評価）

・中小企業・ベンチャー挑戦支援事業　他１件

「産学連携の現状と今後の取組（報告書）」

産学連携小委員会（平成１９年４月）

報告書の概要

産業構造審議会産業技術分科会産学連携推進小委員会では、知の創造拠点である「大学」と、様々な市場の洞察を産業技術として発展させ経済価値として社会に提供する「企業」を結ぶ「産学連携」は、我が国におけるイノベーションを創出する大きな梃子の一つであり、極めて重要であるため、今後の産学連携のあり方や必要な取り組みについて下記の報告をとりまとめた。

（１）産学連携を巡る現状と課題

共同研究が急速に拡大する等産学連携は大きく進展している。研究開発投資が必ずしも付加価値額の増加に結びつかなくなった企業が、新たな競争力の源泉となる研究資源を外部に求めたこと、国立大学の法人化に伴い、研究成果の社会還元が教育・研究と並ぶ大学の重要な役割の一つとして位置づけられたこと等、産業界側、大学側の双方に環境の変化があったことがその背景にある。

一方、イノベーションの創出という観点から産学連携を見た場合、企業から海外研究機関等への研究費支出の拡大、知的財産等に係る事務処理、人材育成といった面で、解決すべき課題は未だに多い。

（２）今後に向けた取組

イノベーション・システムの中における「大学」と「企業」の役割はそもそも異なるものであり、「産学連携」とは、こうした異なる役割を有する「大学」と「企業」が連携し、知の融合と人の交流を行うことによって、それぞれの役割を相互に高めあう活動に他ならない。

大学と産業界の双方は、産学連携の意義・重要性を再認識するとともに、互いの立場や役割を尊重し、その上でイノベーションの創出に向け産学連携に努めるべきである。 そこで、５つの観点から整理し、それぞれの観点について対応する必要がある。

①研究と市場の双方向の流れの創出

②研究成果の確実な実用化・市場化の推進

③多種多様な知の合流・融合の促進

④イノベーション創出の円滑化・迅速化

⑤大学・企業・公的研究機関等・国の主体的・自主的取組の促進

航空機宇宙産業分科会

「宇宙産業化ワーキンググループ（報告書)」

宇宙産業化ワーキンググループ（平成１８年９月）

報告書の概要

宇宙産業の規模と今後の方向性、衛星輸送サービス（ロケット打上げビジネス）の円滑化のための課題について提言を行った。

（１） 宇宙産業の規模と今後の方向性

・宇宙産業は宇宙機器産業、宇宙利用サービス産業、宇宙関連民生機器産業及びユーザー産業群に分類される。今後、宇宙関連民生機器産業やユーザー産業群の伸びを中心とした産業規模の拡大が見込まれる。

・宇宙産業は他産業への高い技術波及効果や他産業に対するビジネス機会の創出をもたらすものであり、市場規模が大きく拡大することが見込まれる為、今後、宇宙技術の向上、成熟化とともに、ニーズを踏まえた宇宙利用分野に重点的に取り組むことによって宇宙産業の発展を図っていくことが必要。

（２） 衛星輸送サービスの円滑化

・射場整備については、国際競争力を強化するため、打上げ期間の制約の解除等円滑な打上げのための環境整備を実施することが必要。

・ロケット技術及び製造基盤の維持のためには、政府による主要顧客としての打上げ機会提供とともに、今後、民間努力による商業衛星及び外国の衛星の打上げ受注活動を積極的に行っていくことが重要である。そのためには、人工衛星と同様、ユーザーの要望に応え得る信頼性向上が第一であり、それとともに各課題について、政府において十分な検討、対応を行っていく必要がある。

・民間移管を契機に、民間衛星輸送サービス事業者によって行われる衛星輸送サービスにおいては、今後、国内外の商用顧客を対象とすることとなることから、国際的な慣行を踏まえ、契約上の業務の範囲がロケットの発射により終了するものから、宇宙軌道への衛星の輸送まで拡大することとなる。このため、消費税法上の扱いについて、実際の衛星輸送サービス契約を踏まえた取扱の整理が必要となる。

（３）最後に

・我が国の宇宙産業は未だ国内の研究開発需要を主たるユーザーとする発展途上の産業であり、自立的発展のためには商業打上の受注増加が不可欠であり、顧客のニーズに即した柔軟な衛星輸送サービスの提供が重要であり、各種課題について官民が連携して対応を進める必要がある。

繊維産業分科会

「繊維産業の展望と課題 技術と感性で世界に飛躍するために－先端素材からファッションまで－（中間とりまとめ）」

繊維産業分科会（平成１９年５月）

中間とりまとめの概要

前回策定された本分科会報告書で、「繊維産業の最後の構造改革期間」の最終年度とされた平成１９年度を迎えるに当たり、これまでの産業界の取組及び施策の効果並びに内外の環境変化を踏まえ、今後の繊維産業の進むべき方向と繊維政策のあり方についてまとめたもの。

（１）展望編

繊維産業全体に定着している「斜陽産業」というイメージを払拭し、次世代にとっても魅力的な産業たり得ることを示すため、個別企業の成功事例を示しつつ、日本の繊維産業が有する技術と感性を活用することで、経済の高付加価値化及び社会的価値に貢献できるという明るい将来像を明示。

（２）現状編

国際競争の激化や産地の疲弊等、足もとの現状は厳しい反面、アジアを中心とする世界市場の拡大、合成繊維の多様な可能性等の機会も広がっていること、これらの機会をつかむためには、日本が誇る匠の技や新素材開発力、作り手・売り手の感性といった強みを活かしつつ、大量生産時代に形成された多段階工程の非効率性などの弱点を克服する必要性があることを指摘。

（３）対応編

繊維産業の活性化に必要な対応策を提示。

①構造改革の推進（産地中小企業の活性化、生産性向上等）

②技術力の強化（研究開発投資の重点化等）

③情報発信力・ブランド力の強化（「東京発 日本ファッション・ウィーク」の開催によるホーム拠点の確立等）

④国際展開の推進（ＷＴＯ／ＥＰＡ交渉を通じた海外市場の障壁削減等）

⑤人材の確保・育成（ファッション人材の育成、人が育つ環境の整備等）

伝統的工芸品産業分科会

「伝統的工芸品の指定及び指定の変更に係る答申について（答申）」

指定小委員会（平成１８年１２月）

答申の概要

経済産業大臣は産業構造審議会に対し、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく「岩槻人形」、「江戸節句人形」及び「江戸木版画」の指定について諮問を行い、伝統的工芸品産業分科会指定小委員会（指定小委員会長：辻村　哲夫国立美術館理事長※）において審議が行われ、以下の項目について産業構造審議会に意見具申することが了承された。

（１）岩槻人形、江戸節句人形及び江戸木版画の伝統的工芸品指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第２条第１項の規定に基づく岩槻人形、江戸節句人形及び江戸木版画の伝統的工芸品への指定については、了承する。

※運営規程第１３条第８項において、「小委員会等の議決は、小委員長等が委員である場合に限り、分科会長（部会に置かれる小委員会等にあっては、部会長）の同意を得て、分科会（部会に置かれる小委員会等にあっては、部会）の議決とすることができる。」とあり、小委員会長は本委員のため、分科会の議決とすることができる。

情報経済分科会

「ＩＴによる生産性向上の加速化に向けて（ＩＴフロンティア・イニシアティブ）（報告書）」

情報経済分科会（平成１９年６月）

報告書の概要

平成１９年１月より、ＩＴによる生産性向上の加速化に向けて、「ＩＴ投資の効率性の向上」、「組織を越えた情報共有」、「中小企業・サービス産業の底上げ」の３つを主要なテーマに審議した結果を報告書としてとりまとめた。

（１）ＩＴ投資の対象を、機能毎に、差別化が必要な競争領域と、各社が協働して対応すべき非競争領域に峻別し、「選択と集中」を通じてＩＴ投資の効率性の向上を図ること。

（２）組織を超えた情報共有を進めるために、電子商取引や電子タグを利用した企業情報の「ネットワーク化」を進めること。

（３）我が国企業の９９％を占める中小企業と我が国ＧＤＰの７０％を占めるサービス産業におけるＩＴ化を重点的に支援すること。

また、これらの取組と合わせて、ＩＴ活用を支える基盤として、高度ＩＴ人材の育成、情報セキュリティの確保、制度的課題への対応などについても、現状における課題を整理した上での具体的施策について提言した。

「グローバル情報セキュリティ戦略（報告書）」

情報セキュリティ基本問題委員会（平成１９年５月）

報告書の概要

産業構造審議会情報経済分科会情報セキュリティ基本問題委員会では、情報セキュリティに関する脅威への適切な対応に加えて、経済社会システムの構造の変化に的確に対応するための情報セキュリティ対策のあり方等ついて審議を重ね、下記の報告書をとりまとめた。

（１）情報セキュリティに関する現状認識と今後起こりうる変化

ＩＴが、企業間取引や株式取引等の経済活動だけではなく、企業における財務・開発・精算プロセス等の基幹業務や医療・食品といった分野においても活用されるなど、経済社会全体に深く浸透していく中で、ＩＴの有する意味合いが劇的に変化しつつある。ＩＴが経済社会システムに融合化していく中、経済面、社会面、技術面における多面的「変化」によって、情報セキュリティ対策についても、従来の定義（機密性（Confidentiality)、完全性（Integrity)、可用性（Availability）には含まれない領域、例えば、法令遵守の観点、企業経営・戦略の観点、事業継続、安全性、信頼性（Dependability)、ＩＴ保証（IT Assurance）などの観点との関連性が徐々に拡大・深化していく可能性がある。

（２）今後の対応に関する方向性

今後は、「情報セキュリティ総合戦略」で掲げた「世界最高水準の『高信頼性社会』実現による経済・文化国家日本の競争力強化と総合的な安全保障向上」に加え、「我が国経済社会が直面し続ける『変化と挑戦』を支える情報セキュリティの実現」を、情報セキュリティ政策の基本目標として位置付ける。

（３）新しい三つの戦略

前述の基本目標の達成に向け、次の三つの柱に沿って対策を実施。

① 戦略１：情報セキュリティ先進国の実現

・現状認識等を踏まえて、第１次情報セキュリティ基本計画の掲げる具体的方向性の実現に向け優先的・重点的に講じるべき対策。

② 戦略２：情報セキュリティ政策のグローバル展開

・変質・多様化・国際化する脅威に適切に対応し、また、我が国における取組みを国際競争力強化につなげていく観点から、グローバルに展開していくべき施策。

③ 戦略３：国内外の変化に対応するメカニズムの確立

・情報セキュリティ政策を、急速に進展しつつある国内外の経済社会システムの多面的「変化」に迅速かつ適切に対応できるものとするための方策。

「『電子商取引等に関する準則』改訂案のとりまとめ（報告書）」

ルール整備小委員会（平成１９年３月）

報告書の概要

産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会では、電子商取引及び情報財取引に関する様々な法的問題点について、関係者の予見可能性を高めるために、民法をはじめとする関係する法律がどのように適用されるのかを示すべく検討を行い、その検討結果を、「電子商取引等に関する準則」の改訂案としてとりまとめた。

（１）電子商取引及び情報財取引をとりまく環境

ＩＴ分野の環境変化は急速であり、特に近年では、ブロードバンド、デジタル家電の普及に伴い、いわゆるＷｅｂ２．０と称される新たなＩＴサービスが続々と登場してきている。このような新たなモデルに基づく取引行為は、法的にどのような評価がなされるのかが不明瞭となる場合が多く、その結果、法的リスクを考慮して当該モデルを用いた事業を行うことについて萎縮作用が生じるおそれがある。取引当事者の予見性を高めるべく、これらのモデルに対して既存法がどのように適用されるのかを明らかにする必要がある。

（２）ルール整備小委員会での検討

上記の必要性に鑑み、ルール整備小委員会で検討を行った。その結果を、「電子商取引等に関する準則」改訂案としてとりまとめた。

（３）「電子商取引等に関する準則」改訂案

改訂案の内容は、新規追加１２項目、修正３項目となっている。また、改訂後の内容に鑑み、当改訂において、準則の名称を「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」に変更した。

「情報サービス・ソフトウェア産業維新　～魅力ある情報サービス・ソフトウェア産業の実現に向けて（中間とりまとめ）」
情報サービス・ソフトウェア小委員会（平成１８年９月）

中間とりまとめの概要

今回の提言は、我が国情報サービス・ソフトウェア産業の発展の在り方に関する総合的なものであり、産業構造の透明性の向上と、価値に基づく取引の実現を中心的なテーマとして位置づけている。これらの問題に対する具体的解決方策として、「取引内容及び価値の可視化」という方策を提案し、情報サービス・ソフトウェア産業の今後の具体的行動を開始するための手がかりを示した。

（１）情報サービス・ソフトウェア産業の進むべき方向性

我が国の情報サービス・ソフトウェア産業は、製造業を支える基盤産業であると同時に経済成長への寄与度が高い重要な産業である。しかしながら情報システムに対する信頼性の低迷や、取引の不透明性、ソフトウェア市場における欧米企業の寡占状態といった課題を抱えている。一方、変革の兆しも見られており、産業の在るべき姿を実現すべき時期を迎えている。

（２）産業構造・市場の高度化（情報サービス産業競争力強化策）

情報サービス産業の産業構造高度化のためには、サービスの提供形態の多様性及び柔軟性を促進するための透明性を確保する取組みが必要である。

・モデル契約の策定による取引関係・役割分担の可視化
・「情報システムの信頼性」「人材のスキル」「ＩＴ投資価値」を測定する３指標による企業能力の可視化

（３）イノベーションの高度化（ソフトウェア産業の国際競争力強化）

ソフトウェア産業では異なる発明が密接不可分に連続・連携することで、イノベーションが創出される一方、特定のコア技術・スタンダードがイノベーションの連鎖を阻害することもある。このため以下の取組みによりイノベーションを生み出す競争環境を整備することが必要である。

・オープンスタンダードを推進するための環境整備
・戦略的技術開発の促進及びこれに基づくサービス基盤の提供等

（４）情報サービス・ソフトウェア産業の構造改革を支える高レベル人材の育成（ＩＴ人材高度化戦略）

情報サービス・ソフトウェア産業が提供するサービス・製品の質は人的資本に大きく依存するため、高い付加価値を提供できる人材育成を促進することは不可欠である。そのための施策として以下の具体策を挙げる。

・ＩＴ人材価値の可視化：ＩＴスキル標準と情報処理技術者試験の統合
・産学連携強化：標準カリキュラムの策定支援等
・天才の育成支援：独創的クリエータ発掘事業の強化

「高度ＩＴ人材の育成をめざして（報告書)」
人材育成ワーキンググループ（平成１９年７月）

報告書の概要
　産業構造審議会情報経済分科会情報サービス・ソフトウェア小委員会人材育成ワーキンググループでは、人材資源の制約から我が国ＩＴ産業の競争力が長期的に低迷し、ひいては我が国産業全体の生産性、競争力に悪影響を及ぼす可能性があるという問題の下、ＩＴ人材を巡る構造変化や世界のＩＴ産業の戦略を踏まえ、高度ＩＴ人材の将来像及び具体的施策について検討を行い、報告書として下記の報告をとりまとめた。

（１）ＩＴ人材を巡る構造変化
　あらゆる経済活動へのＩＴの浸透、グローバル競争の激化等の構造変化の中で、狭義のＩＴ産業だけでなく、広くユーザー産業においても、ＩＴ関連人材の供給・育成についての将来展望が不透明化している。国内においては、人材難が深刻化しつつある一方、同様の構造変化に直面しつつある欧米さらにはインド、中国等の新興国は、世界的な構造変化を前向きに捉え、攻めの作戦・ビジョンを描きつつある。このような構造変化を踏まえ、中長期的な観点からＩＴ人材についての将来展望と戦略を描くべきである。
（２）世界のＩＴ産業の人材戦略
　インド・中国等の新興国市場が拡大する一方、我が国ＩＴ市場の地位は相対的に低下しており、今後は、国内市場のみで事業展開するのでなく、世界市場を狙ったグローバル商品の開発能力の獲得が急務である。
（３）我が国ＩＴ人材の現状と課題
　我が国の高度ＩＴ人材は推計約１６万人、基礎人材約７０万人、組込み系人材約１９万人である。我が国のＩＴ人材育成については、①産業としての魅力の欠如、②企業内における能力に応じた適切な処遇、評価の欠如、③大学教育等における実践的教育の不足といった課題があり、これを克服していくことが必要である。
（４）高度ＩＴ人材の将来像
　今後の我が国がめざすべき高度ＩＴ人材は、①経営における付加価値を創造する基本戦略系人材、②信頼性や生産性の向上を実現するソリューション系人材、③技術イノベーションを創造するクリエーション系人材の３つに大別され、どの分野においても、グローバルに活躍できる人材が求められる。
（５）高度ＩＴ人材育成に向けた具体的施策
　自律的な高度ＩＴ人材育成を促す全体メカニズム（「高度ＩＴ人材育成プラットフォーム」（仮称））を構築するには、ＩＴ産業の収益力向上により優秀な人材が集まり、そうした人材の獲得により産業の競争力が一層高まるという

人材需給の好循環メカニズムの形成を図りつつ、以下を実行していくことが重要である。具体的施策を以下に述べる。

①高度ＩＴ人材の具体像（キャリアとスキル）の可視化、共有化
- ・めざすべき高度ＩＴ人材像を区分し、必要なスキルを明確化
- ・人材キャリアを７段階に区分し、ミドルレベル（３段階）までは、情報処理技術者試験の合否によりレベルを判定。

②実践的かつ先端的な人材育成手法の確立、実践
- ・実践的・先端的なソフトウェア開発・管理手法の確立、普及
- ・大学等においてダブルメジャー教育の推進
- ・天才クリエータの早期発掘とその起業の支援

③客観性の高い人材評価メカニズムの構築
- ・情報処理技術者試験とスキル標準の統合による評価メカニズムの構築
- ・情報処理技術者試験において、広く社会人一般に求められる基礎的な知識を問うエントリ試験を創設

④我が国発の人材育成・評価システムの国際展開
- ・アジア統一ＩＴ試験の拡充およびアジア諸国におけるＩＴ人材育成の支援
- ・プロジェクトマネジメント手法やソフトウェア技術者認証方法、組込み人材育成手法の国際標準化を推進
- ・中核的人材育成拠点の創設を検討

⑤高度ＩＴ人材育成のための推進体制づくり
- ・高度ＩＴ人材育成のロードマップと行動計画の策定、産学官協議会の設置
- ・各専門分野のＩＴ人材による自立的コミュニティ活動を支援

割賦販売分科会

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理（中間整理）」

基本問題小委員会（平成１９年６月）

中間整理の概要

基本問題小委員会では、消費者トラブルの実態や海外の諸制度等を整理するとともに、クレジット取引に係る課題の対応策として考えられる事項について割賦販売法改正を視野に入れた具体的検討を行い、これまでの検討状況を下記のとおり中間的に整理した。

（１）悪質商法を助長する不適正与信の排除（個品割賦の規制強化）

①個品割賦購入あっせん業者に対する登録制の導入について概ね一致。

②悪質業者への与信を行わないよう、個品割賦購入あっせん事業者の契約書面交付義務や加盟店調査等の適正与信義務を導入すべきとの意見多数。

③個品割賦購入あっせんに係るクーリングオフや既払金返還等民事ルールを導入すべきとの意見多数。

（２）過剰与信の防止

①クレジット業界が共同設立し消費者の債務残高・支払履歴を記録・管理している信用情報機関を法定化し、クレジット審査の際の信用情報確認を義務化することについて概ね一致。

②総量規制（総債務残高が手取り年収の３分の１を超える与信契約の締結の原則禁止等）の導入について、一部委員から提案があったが、貸金と物品等の販売に着目したクレジットの違いから、導入に慎重な意見多数。

（３）クレジット情報漏えいの防止

①個人信用情報の漏えい等について罰則を定めることが必要との意見で概ね一致。

②クレジットカード（カード番号、有効期限等）の漏えいについて罰則等を定めることを検討すべきとの意見多数。ただし、罰則の対象については、クレジットカード発行会社以外にも拡げるかどうか慎重な検討が必要。

（４）その他（割賦の定義の見直し、指定商品制、自主規制団体について）

①規制対象となる「割賦購入あっせん」の定義を拡大し、範囲を拡げることを検討すべきとの意見多数。

②割賦購入あっせんの対象商品の指定制の見直し（ネガティブリスト化）を検討すべきとの意見多数。

③クレジット分野における自主規制機関の法定化が必要との意見で概ね一致。

新成長政策部会

「平成１７年度のガス市場の競争評価（報告書）」

新成長政策部会競争環境整備小委員会（平成１８年１２月）

報告書の概要

産業構造審議会新成長政策部会競争環境整備小委員会では、市場における競争状況を調査・分析・評価し、健全な競争環境の整備を図ることを目的として、重要市場に係る競争評価について検討を行ってきた。当面の重要市場として公益事業規制の中で段階的に自由化が進められている市場を選定し、平成１７年度はガス市場の競争評価について下記の報告書をとりまとめた。

（１）小売（大口供給）市場の競争評価

①既存需要を巡る事業者間競争の確保が重要。今後は、地域別、販売量別、需要家別の競争状況のモニタリングを行うことが課題。

②都市ガスと他エネルギーとの競争における相互の代替性の精査が必要。

③競争状況の地域間格差の注視が必要。今後は、関西地域のように競争が比較的進んでいる地域の特性分析、ベストプラクティスの評価が課題。

④自由化部門・規制部門における競争状況の更なる分析が必要。今後は、託送供給等の競争環境に係る諸制度や供給インフラ網整備状況等の市場環境変化について注視していくことや、電力、電気通信等他産業の市場構造の類似点・相似点を整理が課題。内外価格差については、諸外国との使用環境の違いを整理した上での客観的な比較分析をすることが課題。

⑤都市ガス会社の経営効率化が需要家へ適切に還元されているかについて分析が必要。

（２）卸売市場の競争評価

①内々価格差の縮小や天然ガスを自己調達できない中小都市ガス会社にとって卸売市場の活性化は重要。

②中小都市ガス会社の選択肢拡大に関するニーズを把握することや規制料金の比較等から内々価格差の要因を分析することが課題。

（３）その他検討課題

①自由化領域・規制領域での競争状況の地域差の影響分析。

②規制領域での他エネルギーとの競争促進措置の分析。

「事業再生制度研究会報告書」

事業再生小委員会（平成１８年１２月）

報告書の概要

産業再生機構等の終了後の民間主体の自立的な早期事業再生メカニズムの構築のため、企業活力再生研究会（Ｈ１６年１２月～Ｈ１７年５月）を開催し、事業再生を巡る問題について議論を行った。当該研究会の中間とりまとめを踏まえ、更に制度的側面から検討を深めるため、事業再生制度研究会（Ｈ１８年６月～同年８月）において私的整理の円滑化、私的整理と法的整理の連続性の確保、地方・中小企業における事業再生の円滑化についての問題とその対応策についての制度的な課題を検討し、報告書として下記の報告をとりまとめ、新成長政策部会事業再生小委員会において了承された。

（１）私的整理における課題と円滑化のための対応策

私的整理手続（会社更生法や民事再生法を活用せずに、金融機関での調整や調停手続きによる解決）では、手続きの迅速化が最大の課題であり、債権者調整に要する時間を短縮する方途として、「特定調停法」の活用を中心に検討した。

①現行の特定調停手続における問題点

特定調停手続では、債務者と反対債権者との間で、裁判所の下で調停を行い、これが整わない場合に裁判所は「調停に代わる決定」を出すことができる。この決定は、反対債権者の異議申立てによって覆されるが、積極的に異議を申立てなければならないため、非合理的な反対は事実上相当程度抑制される。しかし、複数の調停委員のスケジュール調整・意見集約や、再生計画の合理性の判断に時間がかかることなどを理由として、事業再生において利用されることは非常に少ない。

②対応策

「ADR 法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）」を活用し、法務大臣の認証（若しくは経済産業大臣の認定）を受けた民間機関が紛争解決手続を行った後、特定調停手続を申立てた場合であれば、裁判官一人による調停を原則とすることや、裁判所が事前に仲介を行った認証 ADR の意見を聴取することなどによって、債務者の迅速な再生を図るスキームを検討し、所要の措置を講じることが考えられる。

（２）私的整理と法的整理の連続性を確保するための課題と対応策

①私的整理中のつなぎ融資及び商取引債権の法的整理移行後の保護に関する問題点

私的整理中のつなぎ融資（プレ DIP ファイナンス）は事業再生を円滑に進める上で極めて重要であるが、法的整理に移行すると他の再生債権・更

生債権と同様、債権カットの対象となるため、債権者が私的整理中につなぎ融資を行うことを逡巡するおそれがある。商取引債権に関しても、法的整理移行後は同様に債権カットの対象となるため、私的整理中に商取引が差し控えられるおそれがある。現行の民事再生法及び会社更生法では、「差を設けても衡平を害しない場合」（民事再生法１５５条、会社更生法１６８条）や「少額の場合」（同８５条、４７条）は、特定の債権を優先させることができる。しかし、いずれの場合も予測可能性が困難であり、現実には使いにくい。そこで以下の対応が考えられる。

②対応策

・裁判所の衡平考慮規定による対応策

株式会社産業再生機構法においては、プレ DIP ファイナンスが事業の継続に不可欠であること等を機構が確認した場合、法的整理に移行後、裁判所が再生債権・更生債権に対して弁済率を優遇することが衡平を害しないかを判断しなければならないと規定されている。本規定は、あくまで、民事再生法及び会社更生法の規定を踏まえた確認規定であるが、考慮要素が明示されることによって、予測可能性を高め、私的整理段階におけるつなぎ融資等に対する萎縮を除去するという効果があると考えられる。したがって、産業再生機構法と同様に、例えば認証 ADR などが当該機能を代替するため、同様の規定を設けることが考えられる。

・少額債権に関する対応策

今回の研究会の期間中、これまでの多額の貸し付けを行っている金融機関が、「プレ DIP ファイナンス」として少額の追加融資をした場合、当該追加融資部分と既存の大口の債権を区分けして、追加融資部分のみが「少額」という定義に該当する旨の解釈が出された。

（３）中小企業、地域における事業再生を円滑化するための課題と対応策

地域金融機関による不良債権処理が本格化していくなかで、その対象である地方・中小企業の再生への取組みが大きな課題となる。

地方や中小企業の実情に合わせた様々な財務リストラの手法が広く活用されていくために、プレ DIP ファイナンスに対する部分債務保証等の環境整備、政府系金融機関等の運用の改善、中小企業再生支援協議会等の公的機関の機能拡充等を検討すべきである。

知的財産政策部会

「ライセンシー保護の在り方について（報告書）」

知的財産政策部会（平成１９年１月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産政策部会流通・流動化小委員会では、ライセンシー保護のための方策及びその制度設計について議論を行い、具体的な対応の方向性について取りまとめた。

（１）現行法における通常実施権の登録制度

特許法及び実用新案法は、通常実施権を登録した場合には、その後に特許権又は実用新案権を取得した者等に対して通常実施権を主張できることとして、通常実施権の対抗要件制度を設け、契約当事者以外の第三者に対する通常実施権者の保護を図っている（特許法第９９条第１項、実用新案法第１９条第３項）。

現行登録制度では、特許原簿又は実用新案原簿に、通常実施権の対象特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号と通常実施権の内容を特定して登録することとなっている（特許法第２７条第１項第２号、実用新案法第４９条第１項第２号）。特許原簿又は実用新案原簿は何人にも開示されるから、全ての登録内容は一般に開示される（特許法第１８６条第１項、実用新案法第５５条）。

（２）通常実施権の現状と課題

通常実施権許諾の実態をみると、産業界では、特定の製品等に関する特許権又は実用新案権について、特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号を特定することなく包括的に実施許諾をする、いわゆる「包括的ライセンス契約」が多数行われている。また、包括的ライセンス契約には、事業の将来に係わる重要な研究開発に係るものがあるため、当事者間における秘密保持が特約として設けられているものが多い。

したがって、包括的ライセンス契約で設定された通常実施権は、許諾対象となる特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号を特定し、登録内容の開示が必要な現行登録制度に登録することが困難であるため、対抗要件を具備できない状況にある。ゆえに、ライセンシーは、通常実施権の許諾対象となった特許権又は実用新案権が第三者に移転された場合や、ライセンサーが倒産した場合に、当該特許権等に基づく差止請求を受ける危険を抱えながら実施事業を継続することを余儀なくされており、包括的ライセンス契約で許諾された通常実施権を保護する制度の創設が早急に必要であると考えられる。

（３）新たな通常実施権の登録制度案

特許権又は実用新案権のライセンサー及びライセンシーは、包括的ライセン

ス契約（※１）で設定された通常実施権を、国に備えられた新たな登録簿に登録することができることとすることが適当と考えられる。新たな登録簿へ通常実施権を登録する場合、許諾の対象となる特許権又は実用新案権の特定方法は、特許番号又は実用新案登録番号以外の特定方法（※２）によることを可能とし、かつ登録事項の一部は何人にも開示され、全部は一定の利害関係人にのみ開示されることとすることが適切と考えられる。

※１許諾対象となる特許権や実用新案権を特許番号又は実用新案登録番号以外の方法によって特定して通常実施権を許諾する契約であり、特定の製品の製造・販売等に必要な全ての特許権又は実用新案権についてその製品に関する製造・販売等の実施行為を許諾する契約などがこれにあたる。

※２通常実施権の特定に必要な事項を記載することが考えられる。例えば、特定の製品の製造・販売等に関する包括的ライセンス契約によって許諾された通常実施権を登録する際に、当該特定の製品などの通常実施権の内容が特定される事項を必要的記載事項とすることなどが考えられる。

「弁理士制度の見直しの方向性について（報告書）」

知的財産政策部会（平成１９年１月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産政策部会では、その下に設置された弁理士制度小委員会において、平成１２年改正弁理士法の運用状況を踏まえつつ、弁理士制度の在り方について、量的拡大のみならず、弁理士の資質の向上と責任の明確化の観点から研修制度、試験制度や弁理士法に規定する業務などについて検討を行い、その検討結果を下記報告にとりまとめた。

（１） 改正弁理士法の施行状況

弁理士法は平成１２年に約８０年ぶりの全面改正が行われ、その後、平成１４年、平成１７年に特許権侵害訴訟における訴訟代理権の付与、知的財産関連紛争の裁判外紛争解決手続における弁理士の代理権の整備等の改正が行われてきた。これらに関しては、概ね初期の目的のとおり施行されていると評価できる。

（２）制度改正の具体的方向

下記項目についての小委員会における検討内容を踏まえ、政府が立法化に向けた措置を含めた適切な措置を講じることを期待する。

①弁理士の資質の向上及び量的拡大と責任の明確化

・弁理士研修制度について

・弁理士試験制度について

・弁理士の懲戒制度等の在り方について

・弁理士事務所の補助員について

②知的財産権に関する専門職としての多様なユーザーニーズへの対応

・弁理士法に規定する業務について

外国出願関連業務、特定不正競争の拡大、特定侵害事件に係る単独訴訟代理権、水際措置における輸入者及び輸出者の代理権等

・弁理士の情報公開の在り方について

・特許業務法人制度について

③その他

・日本弁理士会の強制加入制度について

・知的財産部門の分社化について

・利益相反規定について

通商政策部会

「２００７年不公正貿易報告書（報告書)」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（平成１９年４月）

報告書の概要

ＷＴＯ協定等の国際ルールを基準として、改善が求められる又は期待される主要国の貿易政策・措置について指摘を行い、その改善を促すもの。報告書は、三部構成となっており、２００７年版からは、ＷＴＯ協定に加えて、経済連携協定・投資協定についても新たな国際ルールとして分析・紹介している。

（１）第一部

第一部においては、我が国の主要貿易相手国・地域を対象に、各国・地域毎の貿易政策・措置のうちＷＴＯ協定等の国際ルール上で問題点と考えられものをまとめている。これにより各国の措置が国際ルール上どういった点で問題となりうるかを示している。

（２）第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるＷＴＯ協定と主要ケースに関する解説を行っている。

（３）第三部

第三部では、新たな国際ルールに対応していくため、経済連携協定等において定められているルールの概観及び解説を分野毎にまとめている。また、私人が紛争解決手続の当事者たりえる国際仲裁についても、各企業の投資・経営判断の幅を広げる一助とすべく、過去の主要ケースを具体的に紹介している。

環境部会

「産業構造審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会及び中央環境審議会プラスチック製容器包装に係る再商品化手法専門委員会合同会合取りまとめ（報告書）」

廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループプラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会（平成１９年６月）

報告書の概要

（１）各再商品化手法の評価

・現状では、特定の再商品化手法の優位性を示すには至らず。

・ＬＣＡ（環境負荷分析）については、なお精査が必要であり今後も継続的に検討。

（２）見直しの基本的な方向性

・近年の再商品化能力の増加を踏まえ、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、再商品化を効果的・効率的に実施すべき。

・材料リサイクルは、これに適した分別収集区分の設定等による分別基準適合物の質の向上により再商品化の効率化の可能性を有するため、中長期的に材料リサイクルに適した分別収集の実施等を検討。

・材料リサイクル向け分別収集等が進展するまでの間は、多様な再商品化手法のバランスのとれた組合せを確保しつつ、材料リサイクルの質の向上が必要。

・入札に当たっては、平成２０年度より、再商品化製品が一定の品質基準を満たす場合に限り、材料リサイクルを優先的に取り扱うこととすべき。

・また、地域における連携による再商品化の効率化に向けて、地域で分別収集されたものが地域の意向を踏まえて再商品化されるよう、平成２０年度よりモデル事業を開始。

（３）今後の再商品化の在り方

①材料リサイクル優先

・優先の品質基準として、塩素分などを設定。事業者の対応状況を勘案し適宜見直す。

・容リ協会は、品質基準の遵守状況を確実に把握するなど、実施体制の充実を図る。

・材料リサイクルの残渣については、単純焼却ではなく、ケミカルリサイクルやエネルギー回収による有効利用を求めることが適切。

②分別収集・容器包装の工夫

・材料リサイクル向けの分別に活用しやすい表示と分別収集区分の細分化を検討。

・汚れの洗浄が困難なものの除外等を明確にした分別排出ガイドラインの

策定、周知。

・特定事業者による、再商品化が容易な容器包装の開発、利用、材質表示等の促進

③地域における連携推進

・モデル事業の対象市町村において再商品化手法を選択した上で、入札を実施。

・落札した事業者は、当該市町村と連携し、消費者への環境教育等、再商品化の効率化を図る。

化学・バイオ部会

「中間とりまとめ - 今後の我が国の化学物質政策のあり方について - （中間とりまとめ)」

化学物質政策基本問題小委員会（平成１９年３月）

中間とりまとめの概要

国際的に導入が検討されている化学品分類表示システム（ＧＨＳ）や欧州新化学品規制（ＲＥＡＣＨ）の動向、さらには、化学産業のみならずサプライチェーン全体で対応を進める化学物質管理の流れ等、近年、化学物質を巡る周辺環境は大きく変化している。このような動きに的確に対応するため、昨年５月に標記小委員会を設置し、化学物質の更なる安全・安心の追求、戦略的な国際的制度調和への対応、合理的な規制体系の追求、新規化学物質開発に係るイノベーションの進展等の観点から、今後の化学物質政策の在るべき姿について９回にわたって検討を行い、その結果を中間とりまとめとして取りまとめた。

我が国の化学物質政策の在るべき姿について、以下の項目に関して今後の方向性を示した。

（１）全体像・主要な検討項目等

①２０２０年目標のための長期的な課題についての検討

②化学物質のライフサイクルを考慮したリスクベース管理の一層の推進

③規制と自主管理のベストミックス等

④蛇口規制（製造・輸入段階の制限措置）に加えて、上市後（使用段階等）の管理の在り方についての検討

⑤各ステイクホルダー（政府、産業界等）が、安全性情報の収集及び提供の充実に向けて連携

⑥より高い安全性を確保した市場環境の実現

⑦国際的制度調和の戦略的な実施

⑧ＧＨＳの関係法令に横断的かつ整合的な形での導入

⑨アジア地域でのキャパシティ・ビルディングへの更なる貢献

（２）その他の検討事項

①安全性情報の収集・把握

②安全性情報に係る情報基盤（データベース）の整備

③安全性情報の伝達

④リスク評価・リスク管理体制

⑤国際動向や国際協力への的確な対応

⑥リスクコミュニケーション及び人材育成

「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合（中間とりまとめ）」

化学物質管理制度検討ＷＧ（平成１９年６月）

中間とりまとめの概要

化学物質排出把握管理促進法（化管法）は、附則第３条において施行後７年（平成１９年３月）を経過した段階で、見直しを行う旨を規定している。これを受け、産業構造審議会と中央環境審議会による化管法見直し合同会合を設置し、本年２月から審議を行い６月２９日に開催した第６回合同会合において中間とりまとめを行った。

（１）化管法の役割と施行状況

ＰＲＴＲ制度は、過去５ヵ年分の届出実績があり、平成１７年度は約４万１千事業所から届出がなされるなど、着実に定着。また、ＭＳＤＳ制度は、事業者間での情報伝達手段として、ほぼ定着。

（２）ＰＲＴＲ制度に関する課題と方向性

①対象物質については、今後、法施行後の化学物質の製造、輸入等を勘案し、現行の選定基準を踏まえて、見直しを実施。

②対象業種については、現状の２３業種を維持。

③届出事項については、廃棄物処理方法及び放流先の下水道終末処理施設名を届出書の記載事項に追加。

④ＰＲＴＲデータの提供方法については、より容易に個別事業所ごとのＰＲＴＲデータの入手が可能となるよう、現在の開示請求方式を国による公表方式に変更。

（３）ＭＳＤＳ制度に関する課題と方向性

ＧＨＳとの整合化を図るため、指定化学物質以外の危険有害な化学物質やそれらを含有する製品（調剤や混合物）についても、それらを取り扱う事業者が自らＧＨＳ分類を行い、有害性が一定程度以上あると分類された場合には、ＭＳＤＳを交付する仕組みを検討。

（４）化学物質の自主管理に関する課題と方向性

①事業者は、事業所周辺の環境リスク評価を行い、リスクの懸念の大きい物質から優先的に管理を強化するなど合理的な自主管理を推進。

②国においては、環境リスク評価のガイダンスの普及、モデルの利便性の向上、リスク評価を実施できる人材の育成などに関する支援を進めることが必要。

③また、国民が広く産業界の取組状況を把握できるよう、例えば業種ごとの自主管理の取組状況を発表する場の設定を検討すべき。

④リスクコミュニケーションについては、事業者は、様々な工夫を凝らしその実施に努めるとともに、国や地方公共団体においても、その実施例の紹介に努めることがその拡大を図るために有効。

（５）終わりに

今後は、更に見直しの時期が近づいている「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）を中心に審議を行い、化学物質管理政策の新たな方向性を示し、必要に応じて化審法及び化管法の一体的な改正を目指すべき。

流通部会

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（再改定案）ついて（指針）」

第１６回産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議（平成１９年１月）

指針の概要

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（再改定案）について、以下の事項について了承した。

（１）序文

中心市街地の活性化に関する法律第６条に事業者の債務が規定されたことを踏まえ、関係する業界団体におけるまちづくりへの貢献に関する自主ガイドライン策定について触れるとともに、個々の事業者においても自主的な取組が期待される旨の記述を追加。

（２）施設の配置及び運営方法に関する事項

①交通

・必要駐車台数について、法運用主体が地域の実情に応じ、本指針に定める各原単位の値とは別に地域独自の基準を定める場合の例示として、中心市街地の活性化に関する法律第９条第１０項に規定する認定基本計画において公共交通機関の整備が盛り込まれている場合を明示。

・大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合の「必要駐車台数」について基本的な考え方を参考値として示す。具体的には、小売店舗とその他の施設において個々に必要駐車台数を算出する場合と、小売店舗に併設施設を含めて算出式を用いて算出する場合とを示し、算出式の適用に際しては、法運用主体と設置者が調整の上、個々の併設施設の集客の状況を考慮する旨を明記。

・自動二輪車について、駐車場法の改正に伴い記述を整理。

②騒音、廃棄物、防犯等

・大規模小売店舗に小売店舗以外の施設が併設されている場合に当該併設施設の騒音、廃棄物、悪臭、防犯に関しても留意する旨を明記。

消費経済部会

「製品ライフサイクル全体の安全確保の強化（中間とりまとめ）」

製品安全小委員会（平成１８年６月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会では、市場出荷後の製品使用時の事故を未然に防ぐという製品ライフサイクル全体での安全確保の強化及び消費者による保守・管理意識の向上と自主的行動の促進といった諸点を中心に、製品安全文化の構築に向けて検討を行ってきた。現状認識と政策対応の方向性を中心に、中間取りまとめとして下記の報告をとりまとめた。

（１）現状と課題

・これまでの製品安全対策は、市場出荷前に、潜在的な危険性の高い製品について技術基準を定め、これに適合する製品のみ販売可能とする規制を措置してきたところ。

・近年、多様な新製品の投入数の増加、国民の安全・安心意識の高まりなどの状況の変化により、市場出荷後も含めた製品ライフサイクル全体での安全確保の強化が強く求められてきているところ。

・市場出荷後の製品安全対策のうち、事故の拡大防止措置については、消費生活用製品安全法改正による重大製品事故の報告・公表制度の創設により、大きく前進。今後、市場出荷後における事故の未然防止措置を強化する「攻め」の安全確保が必要。

・市場出荷後における事故の未然防止を図るためには、特に、①消費者による保守・管理が難しく、潜在的危険性のある製品の長期使用時や、②一度使用された製品が再び販売される中古品について、安全確保の対策を講ずることが必要。

・これらの対策を契機として、国等、事業者、消費者が三位一体となって積極的な取組を行い、我が国における製品安全文化が確立していくことが期待。

（２）市場出荷後における事故の未然防止対策の方向性

①消費者による保守・管理が難しく、長期使用時に潜在的危険性のある製品について、以下の項目を内容とする、事業者による保守・管理サポート制度を創設すべき。

・対象製品の指定

燃焼系・高出力系で、消費者による保守・管理が難しく、長期使用時に重大製品事故に至る程度が高いと考えられる製品を指定。

・消費者による保守・管理に必要な情報の表示等

製造事業者・輸入事業者は、製品・説明書に保守管理上重要な情報（設

計耐用年数、点検推奨時期、重要部品保有期間等）を表示。
販売事業者は、保守・管理サポート制度の内容や保守管理上重要な情報を記した書面を消費者に交付し説明。

・消費者・事業者間の情報サークルの形成
消費者から販売事業者を経由するなどして登録がされれば、製造事業者・輸入事業者から消費者に対し点検推奨時期や製品の不具合情報等を通知する仕組みを構築。

・消費者による点検要請への応諾
製造事業者・輸入事業者は消費者からの要請に応じ一定の技術基準に基づいて点検。あわせて消費者の要請により整備等を実施。

・国による危険情報の公表
改正消安法に基づく国による重大製品事故の公表に加えて、指定製品に関して、国が経年劣化に係る危険情報を早期に収集・公表。

②「中古品安全・安心確保自主プログラム」の策定・普及支援

・電気用品等の中古品について、消費者の安全・安心を確保するための取組を行う事業者を中心とした業界自主プログラムの策定・普及を支援するべき。
・具体的には、点検の実施、取扱説明書の添付、保証期間の提示、リコール品の販売禁止等を内容とするガイドラインを策定・公表し、当該ガイドラインに適合した中古品販売事業者が認証される仕組を構築。
・中古品全般の安全・安心を検討する中で、ＰＳＥ制度については、①旧電取法と新電安法の技術基準は同じであること、②実態調査を通じて、旧法適合製品と新法適合製品の安全性が同等であると確認できたことなどを踏まえ、新法品と同じく旧法品についても中古品について検査をせず販売することを認めるべきとの委員会の指摘を踏まえた制度の見直しを検討すべき。

「特定商取引小委員会の議論の中間とりまとめ（中間とりまとめ）」

特定商取引小委員会（平成１９年６月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会では、訪問販売や通信販売等における諸問題に対処するため、個品割賦購入あっせんをめぐる問題、不招請勧誘、インターネット通信販売の利用者保護、指定商品制の廃止、団体訴権制度の特定商取引法への導入など様々なテーマについて幅広い視点から本年３月から６月まで計６回検討を行ってきた。議論を整理し、今後の方向性を示すため、個別の論点につき、中間とりまとめを行った。

（１）訪問販売

国民生活センターに寄せられている訪問販売に関する消費者相談件数は、年間約１６万件あり、特に高齢者に対する被害が深刻化していること等を受け、以下の方向で検討をしていくこととなった。

①個品割賦購入あっせんの方法による訪問販売を行う事業者を何らかの形で実質的に限定

②勧誘を拒絶した消費者に対する勧誘の規制

③判断能力の不足した者に対する取消権の付与

④訪問販売協会の会員管理強化

⑤展示会商法・呼び出し監禁商法などの新たな悪質商法への対応として、政・省令レベルでの規定見直し

（２）インターネット通信販売を中心とした通信販売関係

通信販売については、訪問販売に見られるような不意打ち性が少なく、被害額なども比較的小さいという特性を有しているため、強行的な法規制のみならず、より柔軟な措置を含めて、以下の課題について検討することとなった。

①広告メールを送付することについて承諾を得た場合以外には広告メールの送付を禁止するオプトイン規制の可能性

②返品ルールの明確化

③前払い決済以外の支払い方法提示の義務づけの可能性

（３）消費者団体訴訟制度

特定商取引法の対象となる商取引における消費者トラブルに一層有効に対応するため、行政による取締りに加えて、消費者団体訴訟制度を導入することの重要性については基本的に合意を得た。ただし、議論すべき課題も多く、実現のためには、今後のさらなる検討が必要とされた。

（４）特定商取引法の厳正な執行に向けて

特定商取引法の円滑な執行を図る上で、同法に基づく調査・処分等の対象

範囲を取引の実態にあわせて一部拡大をする可能性について、その必要性を共通理解とした上で、具体的な詳細を今後検討することとなった。

（５）指定商品・指定役務制について

訪問販売・通信販売及び電話勧誘販売の規制対象を定めている指定商品・指定役務制については規制の後追いの原因となっていることから、これを廃止し、原則適用方式（ネガリスト）化する方向で他省庁との調整作業を進め、その進捗状況を踏まえて、更なる検討をすることとなった。